

学校法人会計基準に準拠した会計処理について

5 私振第 4 1 1 号

平成 5 年 10 月 6 日

関係私立学校設置者様

〔 準学校法人
学校法人立以外の幼稚園 〕

愛知県総務部長

学校法人会計基準に準拠した会計処理について（通知）

私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の専修学校、各種学校のみを設置する学校法人及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条の規定により幼稚園を設置する者（以下「準学校法人等」という。）のうち、本県から私立学校経常費補助金の助成を受けるものの学校に係る会計処理については、かねてより学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に従って処理するようお願いしているところではありますが、このたび、愛知県私立学校経常費補助金交付要綱の一部改正により、同要綱第17条に、準学校法人等も私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。）第12条及び第14条を準用した取り扱いを行うよう明定し、平成5年度から適用することになりました。

この改正の内容は、「準学校法人等に対する所轄庁の権限は、学校法人に準じた取り扱いとすること」、また、「本県から私立学校経常費補助金の助成を受ける準学校法人等も、当該助成に係る学校の経営に関する会計は他の会計から区分し、特別の会計として経理するものとし、この特別の会計の経理については、文部大臣の定める基準（学校法人会計基準）に従い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）及び収支予算書を作成し、所轄庁に届け出なければならない」としたものであります。

また、本県から助成を受ける経常費補助金の額が、1,000万円を超える準学校法人については、計算書類を所轄庁に届け出る際、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付していただくことになり、この公認会計士等の監査制度の導入にあたっては、別添の「昭和52年度以後の監査事項の指定等について（昭和52年10月15日付け52学第334号愛知県総務部長通知）」及び「昭和52年10月11日付け愛知県告示第1014号」を準用し実施することになりますので、関係準学校法人等にあつては、監査を依頼される公認会計士等とご協議のうえ、適切な事務処理をお願いします。

（別添省略）